六　多段ロケットの切離し装置又は段間継手（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

七　非破壊検査装置であって、その内部の寸法が一メートル以上のもの

八　しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの又はその部分品

九　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のいずれかに該当するもの

イ　次の（一）及び（二）に該当するもののうち、（三）又は（四）のいずれかに該当するもの

（一）液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの

（二）周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの

（三）絶対圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上の状態において一分につき〇・〇二四立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が一〇〇ミリ秒未満のもの

（四）ポンプであって、軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のもの

ロ　ターボポンプ（液体ロケット又はハイブリッドロケットの推進装置用のものに限る。）

十　推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、日本工業規格Ｂ一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部：ラジアル軸受）で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ　内輪内径が一二ミリメートル以上五〇ミリメートル以下のもの

ロ　外輪外径が二五ミリメートル以上一〇〇ミリメートル以下のもの

ハ　幅が一〇ミリメートル以上二〇ミリメートル以下のもの

十一　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ　濃度が七〇パーセントを超えるヒドラジン又はその混合物（腐食防止処理のためのものを除く。）

ロ　ヒドラジンの誘導体

ハ　過塩素酸アンモニウム又はその混合物

ニ　アンモニウムジニトラミド又はその混合物

ホ　粒子が球形又は回転楕円体で、その径が二〇〇マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、重量比による純度が九七パーセント以上のもののうち、国際規格ＩＳＯ二五九一（一九八八）又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のものの含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

ヘ　ジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が六〇マイクロメートル未満のものの含有量が全体積若しくは全重量の九〇パーセント以上のもの又はその少なくとも一を含